

平成22年 5月25日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2009

課題番号：18520539

研究課題名 (和文) 内モンゴルに対する初期の蒙古例と清朝法制史

研究課題名 (英文) Mongolian Codes of Early Period to Inner Mongolia and the Legal History of Qing Dynasty

研究代表者：萩原 守 (HAGIHARA MAMORU)

神戸大学・大学院国際文化学研究所・教授

研究者番号：20208424

研究成果の概要 (和文)：本研究は、崇徳3 (1638) 年のモンゴル文法規、康熙6 (1667) 年のモンゴル文法典、康熙35 (1696) 年のモンゴル文法典を比較研究し、清朝前半期における蒙古例の起源を問うという目的を持っていた。このうちまず、崇徳3年軍律と同年の漢文版軍律との対応関係を解明した。次にこの軍律は、康熙6年法典には含まれず、康熙35年に初めて蒙古例法典へ入ったことがわかった。さらに康熙35年版や後の乾隆年間の法典中の条文の改変状態より、八旗の法から蒙古例への編入という蒙古例形成課程の一類型を抽出できた。

研究成果の概要 (英文)：The purpose of this study is to research the origin of Mongolian codes in first half of Qing dynasty by comparing the article of 3rd year of Chongde (1638), the code of 6th year of Kangxi (1667) and the code of 35th year of Kangxi (1696) each other. First of all I resolved the corresponding relation between the Mongolian version and the Chinese version of the article of 3rd year of Chonde (1638). Secondly I found that this article had not entered into the code of 6th year of Kangxi (1667) yet and had entered in 35th year of Kangxi (1696) into the Mongolian code for the first time. Finally I abstracted one kind of pattern that the Mongolian code was made by inserting the articles for eight banners into the Mongolian code, through analyzing the corresponding articles in the Mongolian codes of 35th year of Kangxi (1696) and Qianlong period.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000	0	600,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,100,000	450,000	2,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：内陸アジア史、モンゴル法制史、清王朝、法典

1. 研究開始当初の背景

(1) 清朝政府は帝国内の諸民族を円満に支配するために、建前上民族別の法律を制定していた。そのうちの蒙古例は、モンゴル民族への専用法であり、日本では戦前から盛んに詳しい研究が行われてきた。しかしながら従来の研究は、乾隆年間以降の漢文版蒙古例法典である『蒙古律例』と『理藩院則例』のみをその研究対象としており、より重要なはずの清朝初期におけるモンゴル文や満洲文による蒙古例は対象としてこなかった。そのため、この蒙古例がいつ頃から存在していて、いかなる経緯で制定されていったのかという、蒙古例の起源に関する問題も、全く不明であった。

この問題を研究する上で最も重要な初期蒙古例に関連する法規、法典は、現在3点発見されている。最も古い崇徳3(1638)年のモンゴル文木版印刷による法規は、北京の中国国家図書館に所蔵されているのをモンゴル文文献担当の漢人職員である申曉亭氏が発見した史料である。筆者も既に簡略な研究を発表している。これは、清朝の第二代目の皇帝であるホンタイジが、明国との戦闘を前にして八旗の兵に対して発布した実用的な戦陣訓(軍律)であり、後に蒙古例法典の中に入ったことが確認されている。2点目は、康熙6(1667)年のモンゴル文木版印刷による蒙古例法典で、北京の中国第一歴史档案馆にてモンゴル人職員である李保文氏が1997年に発見したものである。3点目の法典は、モンゴル国ウランバートル市のモンゴル国立図書館に所蔵されている康熙35(1696)年頃のモンゴル文木版印刷による法典で、ブリヤート人研究者ジャムツァラーノ氏が1920年代頃に発見したものである。この2点目と3点目は最近、前者が中国語に、後者がドイツ語・ロシア語に翻訳されているが、内容に

関する詳しい研究はまだ存在しない。これは主として、日本語による戦前からの大量の研究蓄積を外国人研究者が把握できていないことと、昔の日本人研究者がモンゴル文や満洲文を読めなかったこと、そしてさらには、永く続いた社会主義時代において、伝統と語学力を持つ近現代の日本人研究者がモンゴルや中国での史料調査を実施することが禁止されていたことによる。

2. 研究の目的

清朝政府は、帝国内の様々な民族を円滑に支配すべく、民族別の法典を用意したが、蒙古例はその中でも、特に重要な意味を持っている。初代皇帝のヌルハチ、二代目のホンタイジ等の建国初期において、モンゴル民族が、満洲人を中心とするこの政権の軍事力の一翼を担っていたからである。したがって、初期の清朝政権が実施していたモンゴル人に対する法的処遇の問題は、モンゴル民族史のみならず、清朝史においても、決定的な意味を持っている。それにもかかわらず、蒙古例の起源をはじめとする初期蒙古例の研究はほとんどなされていない。そこで筆者は上述の法規や法典の検討によって、初期の蒙古例のありよう、つまり、蒙古例の起源の問題に迫っていきたいと考えている。

3. 研究の方法

筆者は、もっぱら清代モンゴルの裁判制度や公文書書式を研究していたかなり以前の頃から、この問題に深い関心を持っていた。例えば、1992年にはモンゴル国ウランバートル市で康熙35(1696)年法典を閲覧した後、そのまま北京へ飛んで崇徳3(1638)年法規をも閲覧した。さらに2002年には、康熙6(1667)年の蒙古例法典をも北京で閲覧できた。その後、2007年には台湾の中央研究院に

て、崇徳 3 (1638) 年法規の漢文版をも閲覧複写することができた。

そこで今回の研究ではまず、崇徳 3 (1638) 年法規のモンゴル語版と漢文版とを詳細に比較検討して、対応関係の有無を調べることにした。次いで、崇徳 3 (1638) 年法規が康熙 6 (1667) 年法典や康熙 35 (1696) 年法典の中に収録されているかどうかを詳細に調査して、その収録事情を検討した。そして、今後のさらなる研究の発展のために、康熙 6 (1667) 年法典の全訳を行った。

4. 研究成果

(1) 上記のように崇徳 3 (1638) 年法規のモンゴル語版と漢文版とを詳細に比較検討してみると、細かい部分にまで明らかに対応関係があることがわかった。同じ時に制定発布された法規のモンゴル語版と漢文版であると断定できる。また、活字組版で台湾から出版されている漢文版法規は、一部の漢字が同意の別字に入れ替えられていたり、改行、抬頭等が無視された形で組まれたりしていることが確認できた。やはり原典史料を確認した価値があった。

(2) 次に、崇徳 3 (1638) 年法規の文章が康熙 6 (1667) 年法典や康熙 35 (1696) 年法典の中に収録されているかどうかを検討してみると、まず、康熙 6 (1667) 年法典には対応する条文は全くなく、若干似ているともいえるごく短い軍律 1 条のみが収録されているとわかった。一方、康熙 35 (1696) 年法典の中には崇徳 3 (1638) 年法規のほぼ全文が収録されていることがわかった。しかも、康熙 6 (1667) 年法典の段階から存在していたそのごく短い軍律の条文の直後に、理藩院の官僚たちによる「この条文は決して十分なものではない」という趣旨の説明発言がいきなりそのまま載せられており、「官僚である我々

が話し合ったのは (以下の通りである)」という記述に続いて、崇徳 3 (1638) 年法規のほぼ全文が長々と引用叙述された後、この条文の最後に「と話し合った」という官僚たちによる説明文がある。これは言わば、条文追加に関する背景の説明書きを法典そのものの中に、そのまま入れてしまったとでもいべき異例の記述である。その証拠に、乾隆年間以降の『蒙古律例』の対応条文では、理藩院官僚によるこの不自然な説明書きはなくなり、いかにも法律条文らしい実に整然たる文章へと整理されている。

(3) 結局、康熙 35 (1696) 年法典の対応条文のみにこのような不自然な説明書きが付け加えられていることがわかったが、この説明書きによって、なぜ八旗兵専用法であったはずの崇徳 3 (1638) 年法規の内容が康熙 35 (1696) 年段階に至って突然、モンゴル人専用法である蒙古例法典の中に追加されたのかという内部事情がうかがえることにもなった。崇徳 3 (1638) 年法規は、やはり当初からあくまで八旗兵専用の軍律であって、すぐに蒙古例の中に収録されたということではなかった。少なくとも康熙 6 (1667) 年の段階では、まだ蒙古例には入っていない。ところが、康熙 35 (1696) 年の蒙古例法典を再編集する段階に至って、理藩院の官僚たちが、康熙 6 (1667) 年法典の軍律の不備に気づいた結果、あわてて八旗兵専用法であった崇徳 3 (1638) 年法規の条文を借用し、あわてるあまりに借用と編入の事情をそのまま法典条文中に入れてしまうという「失態」をやらかした、ということになる。

(4) この点から考えると、崇徳 3 (1638) 年法規が結果的に蒙古例法典の中に編入されたのは、必ずしもそれが「八旗兵専用法だったから」というわけではない、ということになるであろう。この点は、今後さらに詳細な

研究が求められる所である。

(5) 今回の科研によって、康熙 6 (1667) 年法典の訳注がほぼ完成し、崇徳 3 (1638) 年法規、康熙 35 (1696) 年法典との相互関係もかなり明らかにすることができた。今後はヨーロッパや内モンゴルでの研究成果になお注目しつつ、引き続いて、康熙 6 (1667) 年法典の訳注の完成度を高め、康熙 35 (1696) 年法典の訳注をも成し遂げて、最終的に清朝前半期における蒙古例の全体像に迫るような研究に結びつけていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

(1) 萩原守、適用於清代蒙古也克沙畢之法律 (中国文)、内モンゴル師範大学学報哲学社会科学版、査読無、2010-1、2010、34-43

(2) HAGIHARA Mamoru, Manj Chin ulsyn yeyin Mongol dahi alban bichgiyn hev ba tuunii garal uusel (モンゴル文、清代モンゴルにおける公文書書式とその起源)、Northeast Asian Study Series (東北大学)、査読無、10、2009、115-124

(3) HAGIHARA Mamoru, Manj Chin ulsyn yeiyn Mongol dahi ih shabiyn gemt hergiyg shuusen huuli tsaaz (モンゴル文、清代モンゴルのイフシャビの犯罪を裁いた法)、ERH ZUY (モンゴル国立大学法学部紀要)、査読無、2007-2/3、2007、205-208

(4) HAGIHARA Mamoru, The Formats of Juridical Documents in Mongolia during the Qing Period and Their Origins, *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 査読有、64、2007、1-24

[学会発表] (計 10 件)

(1) 萩原守、清代蒙古的公文書書式与起源、内モンゴル科学院招待講演 (モンゴル語で講演)、2009 年 9 月 7 日、中国フフホト市の内モンゴル科学院

(2) 萩原守、清代外蒙古的 Yeke shabi 的裁判与法、内モンゴ古典章法学与社会学研究院連続招待講演 2 (モンゴル語で講演)、2009 年 9 月 6 日、中国フフホト市の内モンゴ古典章法学与社会学研究院

(3) 萩原守、18 世紀外蒙古的法律交代、内蒙古大学招待講演 (モンゴル語で講演)、2009 年 9 月 5 日、中国フフホト市の内蒙古大学

(4) 萩原守、16-19 世紀蒙古民族的法制史研究状况、内モンゴ古典章法学与社会学研究院での連続招待講演 1 (モンゴル語で講演)、2009 年 9 月 4 日、中国フフホト市の内モンゴ古典章法学与社会学研究院

(5) 萩原守、清代モンゴルの満蒙文文書—公文書と私文書の間—、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究「東アジアの社会変容と国際環境」2007 年度シンポジウム『文書に残す—非漢人社会における文書書式と契約概念の変遷—』、2008 年 3 月 8 日、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

(6) HAGIHARA Mamoru, Manj Chin ulsyn yeiyn Mongol dahi ih shabiyn gemt hergiyg shuusen huuli tsaaz, モンゴル国立大学法学部連続招待講演 3 (モンゴル語で講演)、2007 年 9 月 7 日、モンゴル国ウランバートル市のモンゴル国立大学

(7) HAGIHARA Mamoru, Manj Chin ulsyn yeiyn Mongol dahi alban bichgiyn hev ba tuunii garal uusel, モンゴル科学アカデミー歴史研究所・東北大学東北アジア研究センター共催

「モンゴル史研究の新動向、当面する問題
(17～20 世紀初頭)」シンポジウム (モンゴ
ル語で発表)、2007 年 9 月 6 日、モンゴル国
ウランバートル市のモンゴル科学アカデミ
ー

(8) HAGIHARA Mamoru, 18-dugaar zuuny
Manjiyn yeiyn huuli tsaaz ba shuuh, モン
ゴル国立大学法学部連続招待講演 2(モンゴ
ル語で講演), 2007 年 9 月 4 日、モンゴル国ウ
ランバートル市のモンゴル国立大学

(9) HAGIHARA Mamoru, Ih zasag ba 13-aas
17-dugaar zuuny yeiyn Mongolyn huuli tsaaz,
モンゴル国立大学法学部連続招待講演 1(モ
ンゴル語で講演), 2007 年 9 月 3 日、モンゴル
国ウランバートル市のモンゴル国立大学

(10) HAGIHARA Mamoru, The Due Form and its
Origin of Official Documents in Mongolia
during Manchu Ch'ing Period, 第九回国際
モンゴル学者大会 (モンゴル語で発表)、
2006 年 8 月 12 日、モンゴル国ウランバート
ル市

[図書] (計 2 件)

(1) 萩原守 (共著)、同成社、チン
ギス・カンの戒め---モンゴル草原と地球環
境問題、2010、162-172

(2) 萩原守、南船北馬舎、体感するモンゴル
現代史、2009、419

6. 研究組織

(1) 研究代表者

萩原 守 (HAGIHARA MAMORU)

神戸大学・大学院国際文化科学研究科・教授

研究者番号：20208424